

使用済自動車解体業許可申請について

概 要	久留米市内で使用済自動車を業として取り扱う場合には、事業の内容により、久留米市長の登録・許可が必要です。解体業については許可が必要です。				
申 請 先	久留米市役所環境部廃棄物指導課(環境部庁舎: 荘島町375番地) TEL0942-30-9148				
申 請 部 数	申請書2部(正・副)				
手 数 料	新規許可申請 78,000円 更新許可申請 70,000円				
	提出書類	法人・個人 の別	様式など	新規申請	更新申請
1	解体業許可申請書		省令様式第5号	○	○
2	欠格要件に該当しないことを誓約する書類		解体業誓約書	○	○
3	解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図, 立面図, 断面図, 構造図)、設計計算書、付近の見取図、施設の写真 <sup>※1</sup>			○	●
4	施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類			○	●
5	事業計画書及び収支見積書			○	○
6	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	法人		○	○
7	申請者、法定代理人及び政令使用人の住民票 <sup>※2</sup> 並びに登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup>	個人		○	○
8	役員の住民票の写し <sup>※2</sup> 及び登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup>	法人		○	○
9	百分の五以上の株式を有する株主又は出資者の株式の数又は出資の額を記載した書類並びに住民票の写し <sup>※2</sup> 及び登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup> (注意)これらの者が法人の場合は、法人の登記事項証明書	法人		○	○
10	本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し <sup>※2</sup> 及び登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup>			○	○
11	申請者が未成年の場合にその法定代理人が 個人の場合・・・住民票の写し <sup>※2</sup> 及び登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup> 法人の場合・・・定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し <sup>※2</sup> 及び登録されていないことの証明書等 <sup>※3</sup>			○	○
12	標準作業書			○	○

◇本市では適正な許可業務を行うため、「●」の書類についても法第18条の規定に基づく報告として提出を求めています。

◇官公庁証明書類は、発効後3カ月以内のものに限ります。

◇本市窓口における許可申請に際しては、必ず事前に予約してください。

◇申請の際には、必ず、事前に廃棄物指導課に相談してください。その際も事前に予約をして下さい。

※1 法令で定められた提出書類ではありませんが、適正な審査のためにご提出をお願いします。

※2 本籍(外国人にあつては国籍等)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

※3 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書